重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日
記入者名	泉谷 節
所属・職名	そんぽの家 豊中南曽根・施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ					
4个	SOMPOケア株式会社					
主たる事務所の所在地	〒 140−0002					
土たる事務別の別任地	東京都品川区東品川四丁目	12番8号				
	電話番号/FAX番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170				
連絡先	メールアドレス					
	ホームページアドレス	"https://www.sompocare.com/				
代表者 (職名/氏名)	代表取締役	/ 鷲見 隆充				
設立年月日	1997年5月26日					
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サー 介護保険事業	- ビス一覧表)				

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

h di.	(ふりがな)	そんぽのいえ とよなかみなみ	メ そね				
名称	そんぽの家 豊中南曽根						
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出						
有料老人ホームの類型	介護付(一般	受型特定施設入居者生活介護を	是供する	場合)			
三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	〒 561−0	0804					
所在地	大阪府豊中市曽根南町2丁目12番25号						
主な利用交通手段	阪急宝塚線	「曽根駅」または「服部天神駅	駅」より	約1.3km (徒歩約	515分)		
	電話番号		06-686	7-0650			
連絡先	FAX番号		06-6867-0652				
X_1H/U	ホームページアドレス		"https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000 126				
管理者 (職名/氏名)	施設長		/	泉谷 節			
開設日/届出受理日・登録 日 (登録番号)		2001年2月1日	/		2000年10月13日		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774001131		所管している自治体名	豊中市
特定施設入居者生活介護指 定日		2001年2月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774001131		所管している自治体名	豊中市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日		2006年4月1日		

3 建物概要

大児 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川		権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
接利形態 発信を 大当権 なし 契約の自動更新 あり 2024年1月31日 2024	土地	賃貸借契約の期間		2001年2	月1日		~		2024年1	月31日
接続 2001年2月1日 ~ 2024年1月31日 2、498.81 mf)		面積	1,	386.95	m²					
建物		権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
接近日 2001年1月10日 用途区分 有料老人ホーム		賃貸借契約の期間		2001年2	月1日 ~		2024年1		月31日	
### おります おりままり その他の場合:		延床面積	2,	498.81	㎡(うち有	料老人ホーム部分 2,		, 498. 81	498. 81 m²)	
耐火構造 耐火建築物 その他の場合: 構造 鉄筋コンクリート造 その他の場合: 構造 鉄筋コンクリート造 その他の場合: 	建物	竣工日	2001年1月10日				用途区分	>	有料老人	、ホーム
情報	是初			7		その他の)場合:			
### ### ### ### #####################		構造	鉄筋コンク	リート造		その他の	湯合:			
#		階数	3	階	(地上	3	階、地階		階)	
部屋タイプ トイレ 洗面 裕室 白所 収納 面積 室数 個書 (部屋クイブ、相部屋の定員数等) / 夜腰金銅蜜 ○ ○ × × × 14.58㎡ 3 1人部屋 / 夜腰金銅蜜 ○ ○ × × × 13.73㎡ 3 1人部屋 / 夜腰金銅蜜 ○ ○ × × × × 13.73㎡ 3 1人部屋 / 夜腰金銅蜜 ○ ○ × × × × 15.12㎡ 42 1人部屋 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大		サ高住に登録して	いる場合	、登録基	を 準への 通	适 合性				
古田 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		総戸数	48	戸	届出又は	登録(指定) をした	室数	48室	(48室)
居室の 状況		部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相 部屋の定員数等)
居室の 状況		介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 58 m²	3	1人部屋
大児 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田		介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 73 m²	3	1人部屋
### ### ### ### #####################	居室の 状況	介護居室個室	0	0	×	×	×	15. 12 m²	42	1人部屋
共用トイレ 6 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室における介護浴槽 2 か所 0 か所 食堂 3 か所 面積 共用施設 3 か所 面積 254.31 ㎡ 人居者や家族が利用できる調理設備できる調理設備できる調理設備できる調理設備できる調理設備できる調理設備 なし 大手用施設 東京・中廊下 m 片廊下 2.20 m 方物処理室 0 か所 屋室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 脱衣室 あり 緊急通報装置 事務所/職員が携帯しているPHS 運搬先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合 (改善子定時期)	7700									
共用トイレ 6 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室における介護浴槽 2 か所 0 か所 大児者や家族が利用できる調理設備 なし 大児童報学園 本し 大月施設 上工レベーター あり(車椅子対応) 1 か所 原下 中廊下 中廊下 カッ所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 原本生 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 港の他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 中級の場合 大災通報設備 あり おびりンクラー あり なしの場合 (改善子定時期) 本り 大災通報設備 あり										
共用トイレ 6 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室における介護浴槽 2 か所 0 か所 大児者や家族が利用できる調理設備 なし 大児童報学園 本し 大月施設 上工レベーター あり(車椅子対応) 1 か所 原下 中廊下 中廊下 カッ所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 原本生 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 港の他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 中級の場合 大災通報設備 あり おびりンクラー あり なしの場合 (改善子定時期) 本り 大災通報設備 あり										
共用トイレ 6 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室における介護浴槽 2 か所 0 か所 大児者や家族が利用できる調理設備 なし 大児童報学園 本し 大月施設 上工レベーター あり(車椅子対応) 1 か所 原下 中廊下 中廊下 カッ所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 原本生 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 港の他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 中級の場合 大災通報設備 あり おびりンクラー あり なしの場合 (改善子定時期) 本り 大災通報設備 あり										
共用トイレ 6 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室における介護浴槽 2 か所 0 か所 大児者や家族が利用できる調理設備 なし 大児童報学園 本し 大月施設 上工レベーター あり(車椅子対応) 1 か所 原下 中廊下 中廊下 カッ所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 原本生 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 港の他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 中級の場合 大災通報設備 あり おびりンクラー あり なしの場合 (改善子定時期) 本り 大災通報設備 あり										
共用浴室 3 か所 0 か所 共用浴室における介 護浴槽 2 か所 0 か所 食堂 3 か所 面積 254.31 ㎡ 入居者や家族が利用できる調理設備 機能訓練室 3 か所 面積 254.31 ㎡ 大居者や家族が利用できる調理設備 エレベーター あり(車椅子対応) 1 か所 廊下 中廊下 m 片廊下 2.20 m 汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 脱衣室 あり 聚急通報装置 通報先 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)		共用トイレ				別の対応が可能なトイレ			0	か所
共用浴室における介養浴槽 2 か所 0 か所 その他: 食堂 3 か所 面積 254.31 ㎡ 入居者や家族が利用できる調理設備 機能訓練室 3 か所 面積 254.31 ㎡ なし エレベーター あり (車椅子対応) 1 か所 できる調理設備 廊下 中廊下 m 片廊下 2.20 m 汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 緊急通報装置 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災線知設備 あり 火災通報設備 おり 自動火災線知設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)					うち車椅子等の対応が可能な		トイレ 6カ		か所	
大田施設 食堂 3 か所 面積 254.31 ㎡ 入居者や家族が利用できる調理設備 大田施設 大田本学家族が利用できる調理設備 なし 大田施設 エレベーター あり(車椅子対応) 1 か所 原下 中廊下 m 片廊下 2.20 m 汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 際急通報装置 連報先 事務所/職員が携帯しているPHS その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善子定時期)		共用浴室		3	か所		0	か所		
共用施設 機能訓練室 3 か所 面積 254.31 ㎡ できる調理設備 本レベーター あり(車椅子対応) 1 か所 廊下 中廊下 m 片廊下 2.20 m 汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 脱衣室 あり 緊急通報装置 通報先 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 水災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)				2	か所		0	か所	その他:	
共用施設 機能訓練室 3 か所 面積 254.31 m² できる調理政備 エレベーター あり (車椅子対応) 1 か所 廊下 中廊下 m 片廊下 2.20 m 汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 脱衣室 あり 緊急通報装置 通報先 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期) 次災通報設備 あり		食堂	3	か所	面積	254. 31	m²			<i>t</i> c1.
廊下 中廊下 m 片廊下 2.20 m 汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 脱衣室 あり 緊急通報装置 通報先 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)	-H- III +/≃n.	機能訓練室	3	か所	面積	254. 31	m²	できる調理	段備	5. 5
汚物処理室 0 か所 居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 緊急通報装置 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消水器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)	共用施設	エレベーター	あり(車	椅子対応)			1	か所		
居室 あり トイレ あり 浴室 あり 脱衣室 あり 聚急通報装置 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消水器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)		廊下	中廊下		m	片廊下	2. 20	m		
緊急通報装置 通報先 事務所/職員が携帯しているPHS 通報先から居室までの到着予定時間 1~3分 その他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合(改善予定時期)		汚物処理室		0	か所					
通報先 事物がが極度があるPHS 一点 一点 この他 食堂・談話室兼機能訓練指導室、相談室等 消火器 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 あり スプリンクラー あり なしの場合 (改善予定時期)			居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
消防用 設備等 あり 自動火災報知設備 あり 火災通報設備 なしの場合 (改善予定時期)		緊急通報装置				通報先から				1~3分
消防用 設備等 スプリンクラー あり なしの場合 (改善予定時期)		その他	食堂・談	話室兼機能	 能訓練指導	拿室、相談3	室 等			
設備等 スプリングラー のり (改善予定時期)		消火器	あり	自動火災報	知設備	あり	火災通報	設備	あり	
	消防用 設備等	スプリンクラー	あり							
防火管理者 おり 消防計画 あり 避難訓練の年間回数 2 回		防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の)年間回数	2	□

4 サービスの内容 (全体の方針)

(全体の方針)	
運営に関する方針	入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを選じて、生活の質の向上を目指します。また、地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らし を支えます。
サービスの提供内容に関する特色	のびのびとこれまで造りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じたり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお逃ざしいた だけます。 お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を欲します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択技を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。
各サービスの提供形態	
サービス種類 提供	>
入浴、排せつ又は食事の介! 自ら実	
食事の提供自ら実	最終調理および盛り付けを実施
調理、洗濯、掃除等の家事自ら実	电电子电子 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基
健康管理の支援(供与) 自ら実	管
上記サービスの提供内容	「別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり
状況把握・生活相談サービ 自ら実	6
提供内容	く状態把握サービス>
サ高住の場合、常駐する者	700000 = 00
健康診断の定期検診 委託	協力医療機関(往診医)
提供方法	年2回健康診断の機会付与
虚特的止に関する方針	事業所は、唐特物上に係る責任者として需要者を授置している。 1 事業者は、入居者の人傷の関連。参待等の廃止のため次の信置を携するものとする。 (1) 庫特を防止するための職権に対する研修の定期的な実施 (2) 入居者としびその実施からの苦情処理体制の整備 (3) 成年後見制度の利用支援 (4) 庫特防止に関する既任者として需要者を選定 (5) 庫特の防止のするの財政を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知撤席を図る (6) 庫特の防止のための対策や検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知撤席を図る (6) 庫特の防止のための対策や検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知撤席を図る (6) 庫特の防止のための財産が支援 (7) その他感情的点のための原本を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知撤席を図る (6) 庫特の防止のための財産が支援 2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による連特を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区的村に過報するものとする。
身体的拘束に関する方針	1 事業者は、指定特定施設入居者生活人関等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または自体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居 者の行動を制限する行為(以下「存体的拘束等」という)は行わない。ただし、緊急やむを得す身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ身代替性、一時性、切合性の3つの要件につ いてそれぞれ続致のよ、入居を(人居者が意思表示をできない場合は自元所証人)または実施に設明、同意を得るものとする。 2 事業者は、前別の身体的拘束等の実施に当たっては、その極限および制限、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった環由を記録し、定期的な見直しの際の資料とす も、なお、入居を、身元保証人とは実施の要求がある場合された経費機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に仮当するかを第に観察・ 再終討し、要件に該当しなくなった場合には違うに拘束を解除する。 3 事業者は、身体的拘束等の出たのための対策を検討する委員を8 3 月に回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知能能を図ること。 (2) 身体的拘束等の出在心たための対策を検討する委員を8 3 月に回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知能能を図ること。 (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

介護サービスの内容) 事業者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画主かは介護予防特定施設サービス計画(以下「サービス計画等」という)の作成に関する業務を担当させるものとする。 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行うものとする。 B食事の提供及び介助 自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行うものとする ト助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものとする 排泄介助 ↑助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行うものとする。 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行うものとする。 服薬介助 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行うものとする。 は は レクリエーションを通じ 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行うものとする 器具等を使用した訓練 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供するものとする。 る創作活動など 健康管理 常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。 【施設利用にあたっての留食点】 入居者 身元保証人および入居者の家作は、居室等および井田施設等を別紙「居室等および井田施設等の利用細則」の定めに従い、利用するものとする。 【外泊】 入居者は、外出(短時間のものは餘く。)または外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、本ホームへ帰着する予定日時などを本ホームに届け出なければならない。
【価合】 本ホームの職員は、入居者が未妨者(入居者以外の者であって入居者の生活支援以外の目的で未防される者をいう、以下本条において同じ)と面合しようとするときに未妨者の身元が 応とする物ロルのの。 『宿泊』 - 入屋老は、入屋老以外の老を入屋老の屋室または共用施設に宿泊させる場合、あらかじめ本ホームに届け出るものとし、宿泊日勤が一週間を超える場合は、本ホームの承援を得るも **施設の利用に当たっての留** する。本ホームにおける宿泊設備の利用料金は、別紙「宿泊設備の利用料金」に定める。 (禁止または制限される行為) 原止または制限される行為)
入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各当に掲げる行為を行ってはならない。
入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームをは、の販地内において、次の各当に掲げる行為を行ってはならない。
人居契約職 【任命的】第6条 (譲渡、転借等の禁止) の規定に反して、入居者以外の第三者に居室その他のホホームの施設を使用させること。
) 各種サービスの提供に際し、透射なサービスを要求すること (特定機及)、居者は系列を第一名の一様サービスが開催に含まれていないサービスの要求を含む)。
) 他の入居者または事業者の無難の入身性・対理に免害を及ぼすこととは「労害者の主活や事業者による他の入局者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。
) 他の入居者または事業者の影響の身体・対理に免害を及びすことの振動を示すこと。
) 本ホームの利用法の特定者は、他の入居者または事業者の最終に迷惑をかける行為(各種ハラスメント行為を含む)、その他本ホームの鍵金な運営に支障をされ行為。
) 統犯刀剣類、爆発物、免火物、火器、有着物等の危険な物品等を類入・使用・保管すること。
) 技能刀剣類、爆発物、免火物、火器、有着物等の危険な物品等を類入・使用・保管すること。
) 大部人、本の他重重の大名な物品等を扱入し、または個人付いること。
) 大部人、オービ・ステレオ等の操作、業務の資素、その他により、大き量等で近隣に迷惑を与えること。

1 2世末 - 無容の場所、未完めまたりは当前を関すること。 の他運営に関する重要事項 (9) 大声、テレビ・ステレオ帝の操作、楽器の演奏、その他により、大君豊等で近隣に迷惑を与えること。 (10) 猛隊・患患を向助らた江原に支配をかける動物を向すること。 (11) 騒気、振動、展室外を呈して不能生にする等により、近隣または他の入居者に迷惑をかけること。 (12) その他運営・管理理程に違反する行為。 2 入居者は、本ホームまたはその敷地的もしくはその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。 その他運営に関する重要事

/計算の建筑 個別機能到着加算 なし ADL 維持等加算 あり 表別 機能資本的加算 あり 表別 機能資本的加算 あり 表別 機能資本的加算 あり から ADL 推済等加算 あり から ADL 推済を機関連携加算(来) あり	
(1) 入居者が1か月以上報告を不在にする場合の展立の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法 (2) 事業者が入居者では事態機を必要とさめるその側の事項 (7) 入居者が入居者では事態機を必要とさめるその側の事項 (7) 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に達反し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの入居者などの利用を担保しています。 「現場を日本語ない」 「日本語ない」 「日本語ない」	者に損害を
(2) 事業者が入居者との事的協議を必要と定めるその他の事項 7 入居者が、第1項、第2項、第3項も以くは第4項の規定に違反し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人以外の第三 号えた場合は、事業者または当該第三者に対して調密筋債責任が生ずることがある。 現限利用特定施設入居者生活 ない 「一般の理供 をいます。 ない 「人間の理供 をいます。 ない 「人間の理解を対象 「人間の理解を対象 「人間の理解を対象 「人間の理解を対象 「人間の理解を対象 「人間の理解を対象 「人間の理解を対象 「人間を関係を対象 「人間を関係を対象 」 「人間を対象 、「人間を対象 」 「人間を対象 」 「人間を対象 、「人間を対象 、「人間を対象	者に損害を
7 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に選及し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人以外の第三 考えた場合は、事業者または当該第三者に対して振客賠償責任が全ずることがある。 現施村用特定無股人居者主本 なし (本)	旨に損害を
7 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に選及し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人以外の第三 考えた場合は、事業者または当該第三者に対して振客賠償責任が全ずることがある。 現施村用特定無股人居者主本 なし (本)	音に損害を
与えた場合は、事業者または当該第三者に対して損害賠償責任が生ずることがある。 短期利用特定施設入高者立志 介理の提供 なし ADL 維持等加算 入りし、維持等加算 あり 受問権度体等加算 あり あり 特定施設入長者生素介質の加 防力を開発を表する あり あり あり あり あり あり あり あり あり	HICKE C
現版利用特定施度/人居有主法 なし	
/計算の建筑 個別機能到着加算 なし ADL 維持等加算 あり 表別 機能資本的加算 あり 表別 機能資本的加算 あり 表別 機能資本的加算 あり から ADL 推済等加算 あり から ADL 推済を機関連携加算(来) あり	
が建立。	
が建立。	
A D L 維持等効算 あり 次明 表別	
交際希護体制加算 あり およる性性を関する おり およる性性を およる性性を おり およる性性を おり おり おり おり おり おり おり お	
特定施設入居者生孟介博の加 協力医療機関連携加算(※) あり	
特定施設入居者生活介護の加 協力医療関連禁加算(学) あり	
制の有無 入居継続支援加算 なし	
生活機能向上連携加算なし	
*1 若年度製用金入居等の人加算 あり	
科子的介護推進を利用具	
(1) は、「相談・診療を行 選院・選所時連携加算 あり	
う体制を常時確保し、緊急時 透居時情報提供加算 あり	
に入院を受け入れる体制を確 高齢者施設等感染対策向上加算 なし	
保している場合」に該当する 生産性向上推進体制加算 あり	
場合を指し、「協力医療機関 新興感染症等施設療養費 なし	
連携加(川)」は「協力医療 認知底専門 なし	
機関連携加算(1)」以外に ケア加算	

級当する場合を担す。	
刀波帆押守	
人員配置が手厚い介護サービ (介護・看護職員の配置率) なし (介護・看護職員の配置率)	
なし 3 : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者) 【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

	UXW4WED & 4.40 THE E-17
事業所名称	(ふりがな) そんぼのいえ とよなかみなみそね そんぼの家 豊中南曽根
主たる事務所の所在地	〒561-0804 大阪府豊中市曽根南町2丁目12番25号
事務者名	(ふりがな)そんぼけあかぶしきがいしゃ SOMPOケア株式会社
併設内容	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所

(医療連携の内容) ※治療費									
医療支援		己、入退院の付き添い							
	その他の場合								
	名称								
	住所	大阪府営中市玉山町1-8 内科・他							
	診療科目								
		入所者の病状の急変時等において	あり						
	協力内容	相談対応を行う体制を常時確保							
		診療の求めがあった場合において	あり						
		診療を行う体制を常時確保	80 9						
	名称	医療法人良知会 中村クリニック							
	住所	大阪府豊中市服部南町四丁目1番24号							
	診療科目	内科、他							
		入所者の病状の急変時等において							
	協力内容	相談対応を行う体制を常時確保	あり						
	100231 314	診療の求めがあった場合において	あり						
協力医療機関		診療を行う体制を常時確保	<i>6</i> 1						
	名称	医療法人愛成会 めぐみクリニック							
	住所	大阪府吹田市山手町2丁目7番25号 ドミニオン豊津2階							
	診療科目	内科、他							
		入所者の病状の急変時等において	あり						
	協力内容	相談対応を行う体制を常時確保	<i>8</i> 9						
		診療の求めがあった場合において	あり						
		診療を行う体制を常時確保	<i>8</i> 0 9						
	名称	医療法人万寿会 おおたクリニック							
	住所	大阪府池田市満寿美1番26号 サン・ロイヤルオザキ							
	診療科目	内科、他							
		入所者の病状の急変時等において	あり						
	協力内容	相談対応を行う体制を常時確保	<i>8</i> 0 9						
	100/3/1943	診療の求めがあった場合において							
		診療を行う体制を常時確保	あり						
新興感染症発生時に	なし		•						
が 典念米証光主時に 連携する医療機関	名称								
埋汚り 5 匹原機関	住所								
	名称	本町中央歯科クリニック	_						
協力歯科医療機関	住所	大阪府大阪市西区西本町一丁目10番3号 新松岡ビル5階1号							
m-2	協力内容	訪問診療							
		その他の場合:							

入居後に居室を住み替えるは	Be	介護居室へ移る場合		
八店技に店主で任の目える。	90 [その他の場合:		
判断基準の内容		変更する必要があると判断する場合 変更することがある。 変更することがある。 変更を表現したがある。 (1) 協力医療機関の医師または主流 (2) 髪巻やせんい場合を除いている。 (3) 人居者および身不解足人に、変 について、短期を行う。 (4) 人居者および身不解足人の問意 (5) 変更後の居宣衛号、月難費用等 し、選先手能をの上、変更先の展記 (人居者まだは予形経入がある。	下記	トービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の店室を 前後の居室の月間費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月間費用を 行うものとする。 の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容 「ランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより消算を まなびに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 事業者は、たれた応じる義務は負わないが、入居者よよび与元保証人の希望、本ホームおよび
		先の居室を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、変 事業者の計算するところにより清算 3 事業者が運営する他ホームへの変 する。	文更後の居室番号、月類費用等を記載した変更覚 をし、退去手続きの上、変更先の居室について改 変更については、事業者の計算するところにより和	を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、 めて「入居契約書」を締結する。
手続の内容		先の腐霊を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、第 事業者の計算するところにより消費。 3 事業者が運営する他ホームへの変 する。 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治2 2 緊急やむを得ない場合を除いて、 3 入居者および寿不保証人に、変ま ついて、説明を行う。 4 入居客および身不保証人の問意を 4 入居客書が、月度費用等を 5 変更後の居室番号、月度費用等	で要換の原室面号、月頭費用等を記載した変更変ま をし、選手手続きの上、変更先の原置について改 変更については、事業者の計算するところによりま 入歴契約書【本体部】第40条第2項(明波しま の意見を聴く。 一定の聴歌開機を設ける。 記載の原置および介護サービス等の内容、その他の 法得る。	めて「入居契約書」を締結する。 算をし、選去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものと
追加的費用の有無		先の原室を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、資 事業者の計算するところにより清算 3 事業者が運営するとかにより清算 7 支。 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治と 2 緊急やむを持ない場合を除いて、 3 入居者および不保証に、変 ついて、説明を行う。 4 入居者および寿不保証人の関急を 5 変更の居室毎号、月時費用等 選手手続きの上、変更先の居室につ なし	文更後の居室番号、月額費用等を記載した変更発 をし、選手基礎の上、変更先の留室について改 変更については、事業者の計算するところにより利 入居契約番【本体部】第40条第2項(明波し 1 5の意見を聴く。 一定の観察期間を設ける。 便後の居室および介護サービス等の内容、その他の と得る。 紀2数した変更質素を締結する。ただし、料金デ 記載した変更質素を締結する。ただし、料金デ 記載した変更質素を締結する。ただし、料金デ	tを締結するものとする。ただし、料金ブランが「約払い方式」または「併用方式」の場合は、 めて「八届契約書」を締結する。 第年し、選手手続きの上、再度変更先の原室について改めて「八届契約書」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更終の居室の原状回復をするものとする。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い		先の魔霊を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、夏 事業者の計算するところにより清事 3 事業者の計算するところにより清明 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治的 2 緊急やむを得ない場合を除いて、 3 入居者および身元保証人に、変更 4 入居者および身元保証人の問意を 3 美子様きの上、変更先の密霊についなし 2 選手を終さの上、変更先の密霊についなし などの表	下更後の原室番号、月頭費用等を記載した変更変ま をし、選手手続きの上、変更先の原室について改 定更については、事業者の計算するところにより引 入原契約審【本体部】第40条第2項(明波しま 三の意見を聴く。 一定の観察期間を設ける。 接の原室および介護サービス等の内容、その他な (権の と登載した変更更書を締結する。ただし、料金プ: いて成めて「入局契約審】を締結する。 - 高知費用	tを締結するものとする。ただし、料金ブランが「約払い方式」または「併用方式」の場合は、 めて「八届契約書」を締結する。 第年し、選手手続きの上、再度変更先の原室について改めて「八届契約書」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更終の居室の原状回復をするものとする。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
追加的費用の有無		先の席室を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、資 事業者の計算するところにより清算 3 事業者が運営する他ホームへの変 する。 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または生治で、 3 入居者および第3項の場合を続いて、 3 入居者および再不提証に、変 ついて、説明を行う。 4 入居者および再不提証に、変 ついて、説明を行う。 4 入居者および再不提証に、変 立いて、説明を行う。 4 入居者および事の同意を 5 変更免の居室毎号、用度用等。 立てして 位み程えばの居室について なし 位み程えばの居室について なし でしている。 2 本を なし、変更免の居室について なし でしている。 なしている。 なしている。 ないる	下変換の腐宝番号、月顆費用等を記載した変更変。 をし、選手手続きの上、変更先の腐霊について改 変更については、事業者の計算するところにより利 入居契約書【本体部】第40条第2項(明波しま 一定の観視開版を設ける。 後後の庶名および介護サービス等の内容、その他の に関鉱した変更要素を締結する。ただし、料金デ に対域して入展契約書】を締結する。 「加度の内容 「関極後の内容	を締結するものとする。ただし、料金ブランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、 かて「人屋契約事」を締結する。 算をし、選先手続きの上、再度変更先の居室について改めて「人居契約事」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 り権利、専有回機および階級等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容に まンが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	面積の増減	先の魔霊を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、夏 事業者の計算するところにより清算 3 事業者の計算するところにより清算 3 事業者が運営する他ホームへの意 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治符 2 緊急やむを得ない場合を除いて、 3 入居者および身元保証人に、変更 ついて、認明行る一段証人の問意 4 入居者および身元保証人の問意 3 美子接きの上、変更先の密霊につい なし に本格となり、変更先の密霊につい なし に本格との歴霊に移行 なし	下更後の原室番号、月頭費用等を記載した変更変ま をし、選手手続きの上、変更先の原室について改 定更については、事業者の計算するところにより引 入原契約審【本体部】第40条第2項(明波しま 一定の観察期間を設ける。 便後の原室および介護サービス等の内容、その他の (神る。 と起動した変更増着を締結する。 一定の数字 (神る。 (本の変) (本の	tを締結するものとする。ただし、料金ブランが「約払い方式」または「併用方式」の場合は、 めて「八届契約書」を締結する。 第年し、選手手続きの上、再度変更先の原室について改めて「八届契約書」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更終の居室の原状回復をするものとする。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	便所の変更	先の魔霊を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、夏 事業者の計算するところにより清算 3 事業者の計算するところにより清算 3 事業者が運営する他ホームへの意 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治符 2 緊急やむを得ない場合を除いて、 3 入居者および身元保証人に、変更 ついて、認明行る一段証人の問意 4 入居者および身元保証人の問意 3 美子接きの上、変更先の密霊につい なし に本格となり、変更先の密霊につい なし に本格との歴霊に移行 なし	下変数の居室番号、月顆費用等を記載した変更変さな、選手手続きの上、変更先の居室について改集更については、事業者の計算するところにより利人及契約書【本体部】第40条第2項(明波し4年の意数期間を設ける。 中変の観察期間を設ける。 使後の匿差もよび介護サービス等の内容、その他の投資した変更要素を締結する。ただし、料金ブジスの大で成めて「人居契約書」を締結する。 「他の表現を表現を表現して、 「他の表現を表現して、 「他の表現を表現して、 「他の表現して、 「他	を締結するものとする。ただし、料金ブランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、 かて「人屋契約事」を締結する。 算をし、選先手続きの上、再度変更先の居室について改めて「人居契約事」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 り権利、専有回機および階級等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容に まンが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い	便所の変更 浴室の変更	先の魔霊を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、夏 事業者の計算するところにより清 3 事業者の計算するところにより清 5 本 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治符 2 緊急やむを得ない場合を除いて、 3 入居者および毎元保証人に、変更 ついて、認明行るの間を 4 入居者および毎元保証人の間参 3 美子接きの上、変更先の商霊につい なし 位本様と使の居霊に移行 なし なし	下更後の原室番号、月顕費用等を記載した変更変ま をし、選手手続きの上、変更先の原室について改 定更については、事業者の計算するところによりま 入原契約審【本体部】第40条第2項(明波しま 三の意見を聴く。 一定の観察期間を設ける。 後の原室および介護サービス等の内容、その他の (得る。 と記載した変更要者を締結する。 一定の数年 「加速財用 「類極後の内容 変更の内容 変更の内容 変更の内容 変更の内容	を締結するものとする。ただし、料金ブランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、 かて「人屋契約事」を締結する。 算をし、選先手続きの上、再度変更先の居室について改めて「人居契約事」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 り権利、専有回機および階級等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容に まンが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、
追加的費用の有無 居室利用権の取扱い 前払金債却の調整の有無	便所の変更	先の魔霊を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、夏 事業者の計算するところにより清 3 事業者の計算するところにより清 5 本 4 前第2項および第3項の場合は、 1 協力医療機関の医師または主治符 2 緊急やむを得ない場合を除いて、 3 入居者および毎元保証人に、変更 ついて、認明行るの間を 4 入居者および毎元保証人の間参 3 美子接きの上、変更先の商霊につい なし 位本様と使の居霊に移行 なし なし	下変数の居室番号、月顆費用等を記載した変更変さな、選手手続きの上、変更先の居室について改集更については、事業者の計算するところにより利人及契約書【本体部】第40条第2項(明波し4年の意数期間を設ける。 中変の観察期間を設ける。 使後の匿差もよび介護サービス等の内容、その他の投資した変更要素を締結する。ただし、料金ブジスの大で成めて「人居契約書」を締結する。 「他の表現を表現を表現して、「他の表現を表現して、「他の表現して、」 「他の表現して、「他の表現して、「他の表現して、」 「他の表現して、「他の表現して、」 「他の表現して、「他の表現して、」 「他の表現して、「他の表現して、」 「他の表現して、「他の表現して、」 「他の表現して、」 「他の表現して、」 「他の表現して、」 「他の表現して、」 「他の表現して、、」 「他の表現して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	を締結するものとする。ただし、料金ブランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、 かて「人屋契約事」を締結する。 算をし、選先手続きの上、再度変更先の居室について改めて「人居契約事」を締結するものと まび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 り権利、専有回機および階級等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容に まンが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、

(入居に関する要件)

(入居に関する要件) 入居対象となる者	要支援、要介護	
留意事項	原則として要介護認定において、要支援またに	は要介護と認定された満65歳以上の者
契約の解除の内容	(1)人間等の提出業能に愈の事事を記載し、 (2)人間契約書 【本体部】第30条(入居金に (3)人間契約書 【本体部】第31条(入居後に が相談の期間を定めて報告したにもかかわらっ (5)2か月を超える長期の不在・外泊により、 (5)2か月を超える長期の不在・外泊により、 (5)2の月を超える長期の不在・外泊により、 (5)人間を中心の状態が楽したし、観味 事業者は、原則として、協力医療機同の医師: (7)入機をつけるが、他の入居者または職人の これを防止することができないとさくかかる)	過去により頭条、受視、汚損したとき。 経常の日息がたたず本野のを職等する意思がないものと事業者が認めたとき。 的に医療行為が必要となり、かつ、有料を人ホームにおける過常の介護方法および接適方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、 たたは主法版の意見を聴き、一定の経験期間をよめらとする)。 毎年、生命、精神に感を受滅によったは、その危害のの逆したおそれがあり、かつ、有料を人ホームにおける過寒の介護方法および接通方法では 命名、事業者は、原則として、急力医療機関の医療よどは主紙医の意見を磨き、一定の健療問節を握くものとする)。 毎今成計 上また人民民労政策 (本体質) 第二名と条条11 現、有32 版 本は、性法とは初間される行為)の既全での体本契約の規定に退反し、事業
契約の解除の内容	行為があり、本契約を継続することが困難と1 2 前項の場合、事業者は、適告に先立ち、入 修成をかない場合には、入居者、身元保証人、 する。 3 事業者は、入居者または身元保証人が次の 、人居安約第【本体部】第11条(反社会 (2) 入居契約第【本体部】第15条(反社会	族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との復額関係を破壊する 思められるとき。 思者(入居者に外明の能力がない場合は身元保証人)に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有限等について確認し、 入居者の実践等の関係者と協議し、必転売の確保にできる限り協力し、解除日および居置を利け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものと 4各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、高ちに本契約を解除することができる。 的勢力に関する表明・保証)に戻する事実が明りたとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。 号(保ままたは関連される行為)に別はお行為を行ったと、
	でに居室を明け渡さなければならない。 2 入居者が、前項の書面を提出しないで居室 3 入居者は、事業者について、入居契約書【 る。	る裏面をもって、少なくとも解除日の30日前に申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。入居者は、事業者に対し、解除日ま 「を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、解除されたものとする。 本体部】第11条(反社会的努力に関する表明・保証)に反する事実が判明したときは、何ら催告を要さず、虞ちに本契約を解除することができ 場合、事業者に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。
事業主体から解約を求める	場解約条項	入居契約 第35条に記載通り
rh .	解約予告期間	αL
入居者からの解約予告期間	少なくとも解除日の30日前	期間:6泊7日を限度とする。
体験入居	あり内容	期間・0月1日 (名成)及こうの。 費用:費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円(税込) その修費用(オムツ代・日用維脅品等、来費)
入居定員	48 人	The second secon
その他		

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1.0	
生活	相談員	1	1	0	1. 0	
直接	処遇職員	25	18	7	19. 4	
	介護職員	21	15	6	17.3	
	看護職員	4	3	1	2. 1	機能訓練指導員1名
機能	訓練指導員	1	1	0	0. 1	看護職員兼務1名
計画	作成担当者	1	1	0	1.0	
栄養	士	Ź		OMPOケブ	アフーズ株式会社)	
調理	員	11	0	11	2. 6	
事務員		0	0	0	0.0	
その他職員		2	0	2	0.8	
1週	間のうち、常勤	の従業者が	が勤務す〜	ドき時間数		40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			/#: ** .
		常勤	非常勤	備考
介護福祉士	12	12	0	
介護福祉士実務者研修修了者	0	0	0	
介護職員初任者研修修了者	1	1	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計						
		常勤	非常勤				
看護師又は准看護師	1	1	0				
理学療法士	0	0	0				
作業療法士	0	0	0				
言語聴覚士	0	0	0				
柔道整復士	0	0	0				
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0				
はり師	0	0	0				
きゅう師	0	0	0				

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (16 時~ 10 時)								
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者等を除く)					
看護職員	0	人	0	人				
介護職員	2	人	1	人				
生活相談員	0	人	0	人				
		人		人				

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

0 > D1 D	契約上の	職員配置比率	3:1以上	
	実際の配置比率			0.0 1
(一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	(記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)			2.2 : 1
		ホームの職員数	人	
外部サービス利用型特定施設 料老人ホームの介護サービス		訪問介護事業所の名称		
(外部サービス利用型特定施設以外の 場合、本欄は省略)		訪問看護事業所の名称		
		通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

		他の職務	との兼務				なし				
管理	者	業務に係 資格等	る	あり	資格等の	名称	介護福祉	介護福祉士、介護支援専門員		Į	
		看護	職員	介護耶	栈員	生活	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年,者数	度1年間の採用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年,者数	度1年間の退職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
た業 職務	1年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
員の人数	1年以上 3年未満	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0
た経験	3年以上 5年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
年数に応	5年以上 10年未満	1	0	5	4	0	0	0	0	0	0
Ü	10年以上	1	1	4	1	1	0	1	0	1	0
備考	備考									·	
従業	者の健康診断の	実施状況		あり							

	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
職員体制職員数	3	1	15	6	1	0	1	0	1	0
職員の状況職員数	3	1	15	6	1	0	1	0	1	0
合致の有無	ОК	ОК	ок	ОК	ок	ОК	ОК	ОК	ок	ОК

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式				
		月払い方式			
利用料金の支払い方式		選択方式の ※該当する方 択			
年齢に応じた金額設定		なし			
要介護状態に応じた金額設	定	なし			
入院等による不在時におけ	ス利田料会	なし			
(月払い)の取扱い					
利用料金の改定	条件	事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表す 物価指数および人件費等を勘案			、所在する地域の自治体が発表する消費者
111/11/11 NT ^ 6X YE	手続き	運営懇談会	において記	说明し、そ	たの意見を聴いて行うものとする

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン 2
居者の状況		-	
人店有の状況	年齢	-	
	部屋タイプ	介護居室個室	
	床面積	15. 12 m²	
	トイレ	あり	
居室の状況	洗面	あり	
	浴室	なし	
	台所	なし	
	収納	なし	
入居時点で必要な費用			
八百吋点(必安は負用			
月額費用の内訳			
家賃 (非課税)		76, 300円	
食費 (税込)		50,544円	
管理費 (税込)		42, 460円	
状況把握・生活相談	淡サービス費	-	
特定施設入居者生活	舌介護の費用(※)	別添3・4のとおり	
介護保険外サービ	スの費用	別途(別添2参照)	

[※]介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)

(利用料金の算定根拠等)

家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の家 賃額も勘案して設定
敷金	家賃のか月分
	解約時の対応
前払金	-
食費	50,544円(税込) (1人あたり/30日の場合) 食費に含まれるサービス:献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス 全般等。外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限 り、不在日数に応じて食材費(朝・昼・夕のいずれか摂れば請求)を 返金する。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に 限り、当日欠食分より食材費を返金します。 食材費:990円[朝食230円、昼食400円、夕食360円](税抜) 厨房管理費:570円(税抜) ※軽減税率の適用条件は契約書表題部参照
管理費	水道光熱費(共用部分含む)、事務経費、衛生管理費、保守管理費等
状況把握及び生活相談サービス費	-
上乗せ介護費(介護保険外)	-
介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス (介護保険外)	別添2を参照
その他のサービス利用料	自立の方の費用:3,300円/日(税込) (1人あたり) 入居後に自立と認定され、継続して入居をし、ご入居者の選択により 要支援者と同等のサービスを受ける場合の費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)			
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の 介護サービス(上乗せサービス)	_			
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。				

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	0 人
	75歳以上85歳未満	11 人
	85歳以上	33 人
	自立	0 人
	要支援1	0 人
	要支援2	1 人
要介護度別	要介護1	12 人
安月喪及別	要介護2	11 人
	要介護3	4 人
	要介護4	11 人
	要介護5	5 人
	6か月未満	6 人
	6か月以上1年未満	5 人
入居期間別	1年以上5年未満	24 人
	5年以上10年未満	8 人
	10年以上	1 人
喀痰吸引の必要	要な人/経管栄養の必要な人	人 人
入居者数		44 人

(入居者の属性)

性別	男性		13	人	女性		31 人
男女比率	男性		29. 5	%	女性		70.5 %
入居率	91. 7	%	平均年齢	89. 0	歳	平均介護度	2.62

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1 人
	社会福祉施設	1 人
	医療機関	3 人
	死亡者	9 人
	その他	0 人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		5 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		自宅復帰、他施設への転居、医療機関への入院等

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口				
電話番号 / FAX		0120-65-1192				
対応している時間	平日	9:00~18:00				
定休日		土日祝日、年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。				
窓口の名称 (事業所)		そんぽの家 豊中南曽根 (生活相談員) または要望カード				
電話番号 / FAX		06-6867-0650 / 06-6867-0652				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日		-				
窓口の名称(有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課				
電話番号 / FAX		06-6858-2838 / 06-6858-3146				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝日、12/29~1/3				
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)		話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)				
電話番号 / FAX		06-6858-2815 / 06-6854-4344				
対応している時間	平日	9:00~17:15				
定休日	·	土日祝日、12/29~1/3				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連	連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会				
電話番号 / FAX		06-6949-5418 / -				
対応している時間	平日	9:00~17:00				
定休日	<u> </u>	土日祝日				
窓口の名称 (利用者保険者(上記以外))					
電話番号 / FAX	_	/				
対応している時間	平日					
定休日						
窓口の名称(虐待の場合)		豊中市福祉部長寿安心課				
電話番号 / FAX	_	06-6858-2866 / 06-6858-3611				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝日、12/29~1/3				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン株式会社		
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	福祉事業者賠償責任保険		
	その他			
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアル	に基づき、速やかに対応		
事故対応及びその予防のための指針	あり			

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり	の場合			
			実施日		随時	
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す	あり					
る取組の状況			結果の開示	開示の方法	去	運営懇談会等(個人を特定 可能な情報は消去し、匿名 化する)
	なし	あり	りの場合			
			実施日			
第三者による評価の実施状況			評価機関名称			
			結果の開示			
				開示の方法	去	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

		あ	りの場合					
			開催頻度	年 2回				
運営懇談会	あり		構成員					
			しの場合の代替措 の内容					
	あり	虐	诗防止対策検討委	員会の定期的な開催				
高齢者虐待防止のための取組の状	あり	指统	計の整備					
→	あり	定	期的な研修の実施					
	あり	担	当者の配置					
	あり	身	本的拘束等適正化	検討委員会の開催				
-			計の整備	2007212 (21 21)				
-			期的な研修の実施					
身体的拘束の適正化等の取組の状 況		緊		合に行う身体的拘束その他の入居者の行 を行うこと	動を制限する行			
	<i>&</i> 3 9			テう場合の態様及び時間、入居者の状況 急やむを得ない場合の理由の記録	あり			
	あり	感染症に関する業務継続計画						
	あり	災:	害に関する業務継続	続計画				
業務継続計画 (BCP) の策定状	あり	職」	員に対する周知の	実施				
一年	あり	定期的な研修の実施						
	あり	定期的な訓練の実施						
	あり	定期的な業務継続計画の見直し						
提携ホームへの移行	なし		りの場合の提携 ーム名					
個人情報の保護	関する秘 生命・身体 合等、正	後者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に一る秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の守身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場合、正当な理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意が場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。						
緊急時等における対応方法	事業者は、入居者の急病、事故による負傷、その他必要な場合は、すみやかに入居者 の主治の医師(以下「主治医」という)または協力医療機関等への連絡を行うととも に必要な措置を講じる。							
大阪府福祉のまちづくり条例に定 める基準の適合性	適合		適合の場合 内容					
豊中市有料老人ホーム設置運営指 導指針「7. 規模及び構造設備」 に合致しない事項	なし							
合致しない事項がある場合の内 容								
	代替措置 の内容							
不適合事項がある場合の入居者 への説明								
上記項目以外で合致しない事項	なし							
合致しない事項の内容								
代替措置等の内容								
不適合事項がある場合の入居者 への説明								

添付書類:別添1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

別添3 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表

別添4 介護報酬額の自己負担基準表

	重要事項の内? り説明を受ける		医療サート	ごス等及びその何	也のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、
令和	年 (年)	月	目	
(入居者)					
住 所					
氏 名					様
(入居者	代理人)				
住 所					
氏 名					様
					

上記の重要事項の内容、並びに、医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、入居者、入居者代理人に説明しました。

 令和
 年(
 年)
 月
 日

 (事業者)

 説明者氏名

(別添1) 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称		所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり		事業所-	一覧参照
訪問入浴介護	なし			
訪問看護	なし			
訪問リハビリテーション	なし			
居宅療養管理指導	なし			
通所介護	なし			
通所リハビリテーション	なし			
短期入所生活介護	なし			
短期入所療養介護	なし			
特定施設入居者生活介護	あり		事業所-	一覧参照
福祉用具貸与	なし			
特定福祉用具販売	なし			
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり		事業所-	
夜間対応型訪問介護	あり			一覧参照
地域密着型通所介護	なし			
認知症対応型通所介護	なし			
小規模多機能型居宅介護	なし			
認知症対応型共同生活介護	あり		 事業所-	一覧参照
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし			
看護小規模多機能型居宅介護	なし			
居宅介護支援	あり		事業所-	一覧参照
<介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護	なし			
介護予防訪問看護	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	なし			
介護予防居宅療養管理指導	なし			
介護予防通所リハビリテーション	なし			
介護予防短期入所生活介護	なし			
介護予防短期入所療養介護	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり		事業所-	一覧参照
介護予防福祉用具貸与	なし			
特定介護予防福祉用具販売	なし			
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	なし			
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり		事業所-	一覧参照
介護予防支援	なし			
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	なし			
介護老人保健施設	なし			
介護療養型医療施設	なし			
介護医療院	なし			

事業 所一覧

サービス	事業所番号	所在地
	事業所名	//.— <u>-</u>
(介護予防)特定施設	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
入居者生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 5 3 7	〒561-0884
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ豊中	豊中市岡町北3丁目5番22号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 8 5 9	〒561-0855
入居者生活介護	そんぽの家 豊中野田	大阪府豊中市野田町20番1号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 2 0 1 4	〒561-0835
入居者生活介護	そんぽの家 豊中庄本町	大阪府豊中市庄本町三丁目9番20号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 0 5 7	〒561-0844
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中利倉	大阪府豊中市利倉西二丁目1番1号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
	2 7 7 4 0 0 6 4 4 5	〒561-0828
居宅介護支援	SOMPOケア 豊中 居宅介護支援	大阪府豊中市三和町一丁目2番23号
訪問介護	2 7 7 4 0 0 8 7 5 5	〒561-0884
訪問介護相当サービス	SOMPOケア 豊中 訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 4 0 0 0 8 4 0	〒561-0884
訪問介護看護	SOMPOケア 豊中 定期巡回	豊中市岡町北3丁目5番22号
	2 7 9 4 0 0 0 8 5 7	〒561-0884
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 豊中 夜間訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号

介護サービス等の一覧表①

2024/10/1現在

要介護認定区分	ı	自立	要支	援1	要支援 2		
サービスの分類	自立介護費、前払金 及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	_	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
おむつ交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込	_	実費/持込	
	浴室使用週2回	700 772	週2回	700 772	週2回	700 772	
一般浴介助	状態に応じて※4	-	週2回		週2回		
清拭	状態に応じて※4	- 希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	
特浴介助	_	-	- W.S.IC/00 C/A-4	-	- V/881C/00 C/A-4		
○身辺介助	+		_		_		
体位交換	_	_	=	_	_	_	
14世父撰 居室からの移動		-		_		_	
***	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4		
衣類の着脱	状態に応じて※4		状態に応じて※4		状態に応じて※4		
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
〇機能訓練	-	別料金※1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○通院の介助							
協力医療機関	-	別料金※1	付添	-	付添	-	
協力医療機関以外	-		-	別料金※1	-	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
緊急搬送	適宜対応	=	適宜対応	=	適宜対応	=	
生活サービス>							
○家事							
清掃(居室)	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費		実費	
○理美容	-	実費	ī	実費	-	実費	
〇代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
○日用雑貨費用	-	実費	=	実費	=	実費	
健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
○生活指導	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_	
○医師の往診	- ASEA,170	医療費自己負担	-	医療費自己負担	- ASEA170	医療費自己負担	
〇服薬	状態に応じて※4	- 四原复合已共正	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
○//// : 入退院時、入院中のサービス>	1/28/L/00 C/X4		1人思に心して水4	采用百柱水3	1人思に心して水4	采用百柱水3	
○医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	F 伝 典 白 コ 色 扫	
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	医療費自己負担 協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	_	別料金※1		則對今※1	-	則料今※1	
○ 人 阮 中 切 生 活 抜 切 ○ そ の 他 の サ ー ビス >	-	かれ 本次 1	=	別料金※1	=	別料金※1	
アクティビティ、その他サービス	1		N=0-10-		N#6-1		
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	実費	-	※ 5	_	※ 5	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。 【15分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:4,712円、日本:4,712円、日本:4,712円 (本本:4,712円、日本:4,712円、日本:4,712円 (本本:4,712円、日本:4,712円、日本:4,712円 (本本:4,712円、日本:4,712円、日本:4,712円 (本本:4,712円、日本:4,7

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	護1	要介	·護 2	要介護 3		
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○食事介助	状態に応じて※4	1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
おむつ交換	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込	_	実費/持込	
〇入浴	週2回		週2回		週2回		
一般浴介助	週2回		週2回		週2回		
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの扱 助実施は別料金※1	
特浴介助	-		-	-	状態に応じて※4		
○身辺介助					POBILEPDIO CART		
体位交換	_	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
居室からの移動	状態に応じて※4		状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
身だしなみ介助			状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
行動障害対応※2	状態に応じて※4 状態に応じて※4			_	状態に応じて※4	_	
			状態に応じて※4				
〇機能訓練	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4		状態に応じて※4	-	
○通院の介助	115				115		
協力医療機関	付添	- Public A Section	付添	- mulded A veri	付添	mulded A have	
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1	_	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
生活サービス>							
○家事							
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	=	実費	=	実費	=	実費	
○理美容	-	実費	Ü	実費		実費	
〇代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	_	別料金※1	
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費	
健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	=	適宜対応	=	適宜対応	=	
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担		医療費自己負担	
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
(入退院時、入院中のサービス>							
○医療費	_	医療費自己負担	=	医療費自己負担	=	医療費自己負担	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1	
その他のサービス>		227 TAE 247 T		2004 Lare 247 L		227 TAK 247 T	
アクティビティ、その他サービス							
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	13 M(1& P)	※ 5		* 5	一	※ 5	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要

円(すべて税込の金額)。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担 が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	·護 4	要介護 5			
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス		
<介護サービス>						
〇巡回						
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-		
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
おむつ代	_	実費/持込	-	実費/持込		
〇入浴	週2回		週2回			
一般浴介助	週2回		週2回	-		
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1		
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	-		
〇身辺介助	pronerou chi-		NONE OU CALT			
体位交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
居室からの移動	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
身だしなみ介助		_	状態に応じて※4	_		
	状態に応じて※4	_		_		
行動障害対応※2	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
〇機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○通院の介助	,,,,,		//			
協力医療機関	付添	mittel A vec	付添	-		
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1		
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	=	適宜対応	=		
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	=		
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1		
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1		
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1		
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費		
○理美容	_	実費	=	実費		
〇代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1		
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1		
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費		
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担		
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-		
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-		
○医師の往診	-	医療費自己負担		医療費自己負担		
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3		
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担		
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費		
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1		
<その他のサービス>	1					
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費		
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	* 5	-	* 5		

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要

円(すべて税込の金額)。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担 が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本		カは、2割り	1日あた		30日あた	り (円)	備考
要介護度		単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援 1		183	1, 928	193	57, 864	5, 787	介護予防特定施設入
要支援 2		313	3, 299	330	98, 970	9, 897	所者生活介護の費用
要介護 1		542	5, 712	572	171, 380	17, 138	
要介護 2		609	6, 418	642	192, 565	19, 257	短期利用特定施設入
要介護3		679	7, 156	716	214, 699	21, 470	居者生活介護【地域 密着型も含む】 <u>も同</u>
要介護 4		744	7, 841	785	235, 252	23, 526	額の費用
要介護 5		813	8, 569	857	257, 070	25, 707	
			1日あた	り (円)	30日あた	り (円)	
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算(I)	なし						1日につき
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	なし						1月につき
ADL維持等加算	(I)	30	ı	1	30	3	1月につき
夜間看護体制加算	(II)	9	94	10	2, 845	285	1日につき
協力医療機関連携加算	あり①	100	-	-	1,054	106	1月につき
		72	758	76	-	-	死亡日以前31日以上45 日以下(最大15日間)
看取り介護加算	(I)	144	1, 517	152	-	-	死亡日以前4日以上30日 以下(最大27日間)
		680	7, 167	717	1	-	死亡日以前2日又は3日 (最大2日間)
		1, 280	13, 491	1, 350	-	-	死亡日
入居継続支援加算	なし						1日につき
生活機能向上連携加算	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1, 264	127	37, 944	3, 795	1日につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	-	-	40	4	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20					1回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	1日につき
退居時情報提供加算	あり	250					1回につき
認知症専門ケア加算	なし						1日につき
高齢者施設等感染対策向上加算	なし						1月につき
生産性向上推進体制加算	(I)	100	-	-	1, 054	106	1月につき
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき (1月1回連続す る5日間を限度)
サービス提供体制強化加算	(I)	22	231	24	6, 956	696	1日につき
介護職員等処遇改善加算	(I)	((介護予防) 特定施設/	人居者生活介	護+加算単位数	数)×12.8%	

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要) ※以下の要件全てに該当すること【要支援は除く】

- ①指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護承勤型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 ②指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。

- じのっこ。 ③利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ④家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領し
- るなり、水本、 / 166年での他や17年上日上記録なば上のドイン / 2011年では、1766年で、他や18年によったいこと。 ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要) ※以下の要件全てに該当すること

・個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】 ①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復 飾、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)を1名以上配置していること。 (利用者の数が100を超える場合は、専ら機 能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員と して常勤頻算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること) ※はり節・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師圧師の 資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。 ②利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機 能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

ADL維持等加算【要支援は除く】

①評価対象者の総数が十人以上であること

①評価対象者の総数が十人以上であること。 ②評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して六月目において、ADLを評価し、その 評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ③評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したA DL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が一以上であること。

・夜間看護体制加算(I)【要支援は除く】

①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているこ

③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、 同意を得ていること。

・夜間看護体制加算(Ⅱ)【要支援は除く】

①夜間看護体制加算(1)の①及び③に該当すること。 ②看護職員により又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡でき る体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

協力医療機関連携加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保

※①、②の要件を満たす場合は100単位/月、それ以外の場合は40単位/月

・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】

①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ているこ

と。 ②医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ③看取りに関する職員研修を行っていること。

【対象となる利用者】

【何楽となる利用者】 ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者。 ②医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意をしている者を含む)。 ③看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意をした上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上で、同意をしている者を含む)

で、同意をしている者を含む)。

・入居継続支援加算(I)(Ⅱ)【要支援は除く】

①社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であるこ

と。②社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。③介護福祉士の数が、常勤検算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること ④人員基準欠如に該当していないこと。 ※①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④のいずれにも適合する場合は(I)、入居継続支援加算(I)の①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④いずれにも適合する場合は(II)

生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して 機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。) に対して指 定特定施設入居者生活介護を行った場合。

科学的介護推進体制加算

①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労 ①利用有ことのADL他、米養小麽、日腔機能、診知症の小児でツ他の利用もジャップといいまたいのである。 一般省に提出していること。 ②必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その

他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・口腔・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状 施について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

退居時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

・認知症専門ケア加算 (I) 【短期利用 (地域密着含む) は除く】

①利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度ランクⅢ、IV又はMに該当する者。以下「対象者」という)の占める割合が50%以上であること。②認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は、1に当該対象者の数19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。

③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算(Ⅱ)【短期利用(地域密着含む)は除く】

/記知症専門ケア加算(I) の算定要件をいずれる満たすこと。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指導者研修)を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの指導を関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定して

· 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

①威染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興威染症の発生時等の対応を行う体制を確保して

いること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協

高齢者施設等感染対策向上加算(T)

①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感 染制御等に係る実地指導を受けていること。

生産性向上推進体制加算(I)

- ①生産性向上推進体制加算(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ④ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全 の利用の必要には、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

・サービス提供体制強化加算(I)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること、または介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。 ②質の向上に資する取組を実施していること。 ②人員基準欠如に該当していないこと。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算 (皿)

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること、または入居者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%

②人員基準欠如に該当していないこと

介護職員伽遇改善加算(I)~(V)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、豊中市長に届け出

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

<特定施設入居者生活介護費·特定施設入居者生活介護費>

○ 付止施設八店自主治力設員・付止施設	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要 支 援 1	183 単位/日	57,864円	5,787円	11,573円	17,360円
要 支 援 2	313 単位/日	98, 970円	9,897円	19,794円	29,691円
要 介 護 1	542 単位/日	171, 380円	17, 138円	34, 276円	51,414円
要 介 護 2	609 単位/日	192, 565円	19, 257円	38,513円	57,770円
要 介 護 3	679 単位/日	214, 699円	21,470円	42,940円	64,410円
要 介 護 4	744 単位/日	235, 252円	23, 526円	47,051円	70,576円
要 介 護 5	813 単位/日	257, 070円	25,707円	51,414円	77,121円

<各種加算>					
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
個別機能訓練加算(I)	12 単位/日	3, 794円	380円	759円	1,139円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	210円	21円	42円	63円
ADL維持等加算 (I)	30 単位/月	316円	32円	64円	95円
ADL維持等加算 (II)	60 単位/月	632円	64円	127円	190円
夜間看護体制加算 (I)	18 単位/日	5, 691円	570円	1,139円	1,708円
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,845円	285円	569円	854円
協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円
入居継続支援加算 (I)	36 単位/日	11, 383円	1,139円	2,277円	3,415円
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6, 956円	696円	1,392円	2,087円
生活機能向上連携加算(I) (個別機能測練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円
生活機能向上連携加算 (II) (個別機能訓練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	200 単位/月	2,108円	211円	422円	633円
若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	37, 944円	3,795円	7,589円	11,384円
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421円	43円	85円	127円
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	210円	21円	42円	63円
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)	30 単位/日	9, 486円	949円	1,898円	2,846円
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,635円	264円	527円	791円
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	948円	95円	190円	285円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日	1,264円	127円	253円	380円
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	52円	6円	11円	16円
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	6, 956円	696円	1,392円	2,087円
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	5, 691円	570円	1,139円	1,708円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日	1,897円	190円	380円	570円
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72 単位/日	758円/日	76円/日	152円/日	228円/日
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	1,517円/日	152円/日	304円/日	456円/日
看取り介護加算 (I) (死亡前日及び前々日)	680 単位/日	7,167円/日	717円/日	1,434円/日	2,151円/日
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280 単位	13, 491円	1,350円	2,699円	4,048円
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572 単位/日	6,028円/日	603円/日	1,206円/日	1,809円/日
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644 単位/日	6,787円/日	679円/日	1,358円/日	2,037円/日
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡前日及び前々日)	1180 単位/日	12,437円/日	1,244円/日	2,488円/日	3,732円/日
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780 単位	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	-	-	-	-	=
		!	!		

^{・1}か月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

	介護報酬		要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			65,875円	106, 981円	182, 236円	203, 422円	225, 556円	246, 109円	267,926円
	自己負担	(1割の場合)	6, 588円	10,699円	18,224円	20,343円	22,556円	24,611円	26,793円
		(2割の場合)	13, 175円	21,397円	36,448円	40,685円	45,112円	49, 222円	53,586円
		(3割の場合)	19,763円	32,095円	54,671円	61,027円	67,667円	73,833円	80,378円

[・]上記は、夜間看護体制加算(I)※要介護のみ、協力医療機関連携加算、サービス提供体制加算(I)を算定の場合の例です。 ・上記以外に別途介護職員等処遇改善加票を頂戴いたします。

加算・減算項目の説明 【特定施設入居者生活介護 2024年6月改訂】

◇ 入居継続支援加算(Ⅰ):36単位/日 (Ⅱ):22単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームにおいて、入居者に対して、 行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- **イ 入居継続支援加算(Ⅰ)**:(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上では
- (2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の合が入居者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - a 尿道カテーテル留置を実施している状態
 - b 在宅酸素療法を実施している状態
 - c インスリン注射を実施している状態
- (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。ただし、別に掲げる基準(大臣 二の三)のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であるこ(4) 通所介護費等算定方法第五号および第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。
- **□ 入居継続支援加算(Ⅱ)**: (1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上であ
- (2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の合が入居者の5%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - a 尿道カテーテル留置を実施している状態
 - b 在宅酸素療法を実施している状態
 - c インスリン注射を実施している状態
- (3) イ(3)および(4)に該当するものであること。

◇ 生活機能向上連携加算 (I):100単位/月 (Ⅱ):200単位/月 (個別機能訓練加算算定時は100単位)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームにおいて、外部との連携にの身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

イ生活機能向上連携加算(Ⅰ):次のいずれにも適合すること。

- (1) 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、語聴覚士または医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入 況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- **ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ):**次のいずれにも適合すること。
- (1) 理学療法士等が、ホームを訪問し、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成と。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入 況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- |(3)(1)の評価に其づき 個別機能訓練計画の推揚状況等を3月ごとに1回以上評価し 入居**航賃 た減賃項官**務説**射**(特**뿐)に設行のお**資数割

	の見直し等を行っている	<i>2</i>	

◇ 個別機能訓練加算 (I):12単位/日 (II):20単位/月

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マ師、はり師またはきゅう師(以下「理学療法士等」といいます。)を1名以上配置しているものとして豊中市長に届け出たいて、入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに対画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算します。また、個別機能訓練加算(I)を算合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、加算します。

◇ ADL維持等加算 (I):30単位/月 (II):60単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームにおいて、入居者に対して行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、以下に掲げる区分に従い、(I)(II)に算します。

イ A D L 維持等加算(Ⅰ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象者の総数が10人以上であること。
- (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、測定した日が属生労働省に当該測定を提出していること。
- (3) 評価対象者の評価対象期間開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したAD値を控別用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。
- **ロ ADL維持等加算(Ⅱ)**:次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)および(2)の基準に適合するものであること。
- (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。

◇ 夜間看護体制加算 (Ⅰ):18単位/日 (Ⅱ):9単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するものとして、豊中市長に届け出たホームにおいて、入居者に対して、 行った場合は、(I)(II)いずれかを加算します。

イ 夜間看護体制加算(1)

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- (2) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行っていること。
- (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を

口 夜間看護体制加算(Ⅱ)

- (1) イ(1)および(3)に該当するものであること。
- (2) 看護職員により、または病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡でき し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

◇ 若年性認知症入居者受入加算 120単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとのして豊中市長に届け出たホームにおいて、若年性認知症でサービスを行った場合に加算します。

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

◇ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ):3単位/日 (Ⅱ):4単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームが別に厚生労働大臣が定め し、専門的な認知症ケアを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ホームにおける入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする (以下「対象者」といいます。)の占める割合が50%以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以あっては一に当該対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケること。
- (3) ホームの従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- **ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ):**次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施してい
- (3) ホームにおける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定し

◇協力医療機関連携加算 (I):100単位/月 (II):40単位/月

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に、 れかを加算します。

- (I)協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項第1号および第2号に規定する要件を満たしている場合
- (Ⅱ)(Ⅰ)以外の場合

◇ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するホームの従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに入居者の栄養状確認を行い、当該入居者の栄養状態に関する情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算します。

人員基準欠如に該当していないこと。

◇ 退院・退所時連携加算 30単位/日

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院からホームに入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の加算します。30日を超える病院もしくは診療所への入院または介護老人保健施設もしくは介護医療院への入所後にホームた場合も、同様とします。

◇ 退居時情報提供加算 250単位/回

入居者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の状の情報を提供した上で、入居者の照会を行った場合に、入居者1人につき1回に限り加算を算定します。

◇ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして豊中市長に届け出たホームが、入居者に対しサービスを行った場です。

(1) 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出

(2) 必要に応じて介護計画を見直す: 活用していること。	などサービスの提供に当たって	(、(1)に規定する情報その他†	ナービスを適切かつ有効に提供:	するため

◇ イ 看取り介護加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、死亡日以前30日以上45日以下につつき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日に位を、死亡日については1日につき1.280単位を死亡月に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員(新設)その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- (3) 看取りに関する職員研修を行っていること

◇ ロ 看取り介護加算(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II)として、死亡日以前30日以上45日以下につつき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日および前々日については1日単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が一以上であること。
- (2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

◇ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ):10単位/月 (Ⅱ):5単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、豊中市長に届け出たホームが、入居者に対して、サーた場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(応を行う体制を確保していること。
- (2) 指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を取り決め 感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- (3) 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算または医科診療報酬点数表の区分番る初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関等が行う院する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。
- □ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合に係る実地指導を受けている;

◇ 新興感染症等施設療養費 240単位/日

ホームが、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関をつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、1月に1回、連続するして算定します。

◇ 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ):100単位/月 (Ⅱ):10単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、豊中市長に届け出たホームが、入居者に対して、サーた場合に、(I)(II)いずれかの加算を算定します。

- イ 生産性向上推進体制加算 (I) :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。
- (一)業務の効率化および質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利 用者 ケアの質の確保
 - (二)職員の負担の軽減および勤務状況への配慮
 - (三)介護機器の定期的な点検
 - (四) 業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修
- (2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化および質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5)事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報 ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)に適合していること。
- (2) 介護機器を活用していること。
- (3)事業年度ごとに(2)およびイ(1)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告。

◇ サービス提供体制強化加算(Ⅰ):22単位/日 (Ⅱ):18単位/日 (Ⅲ):6単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして豊中市長に届け出たホームが、入居者に対し、サービ合は、当該基準に掲げる区分に従い加算します。

- **イサービス提供体制強化加算(Ⅰ)**:次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
 - ② ホームの介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- (2) 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。
- (3) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- **ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)** :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること
- ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
 - ② ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
 - ③ サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること

◇ 介護職員等処遇改善加算 (I):12.8% (II):12.2% (III):11% (IV):8.8%

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出: 入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

◇ 人員基準欠如に該当する場合 所定単位数×70%

看護職員または介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合(人員基準欠如)は、所定単位数の7(します。

◇ 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数×10%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

◇ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数×1%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

◇ 業務継続計画未策定減算 所定単位数×3%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

、サービスを

あること。 D者の占める割

基準告示・四十

っること。 D者の占める割

より、入居者

作業療法士、言 F価および個別

.居者の心身の状

固別機能訓練計

を行っているこ

居者の心身の状

刮別機能訓練計

אוור א טפ איוור א ם איוור א דו	

こホームにお			
個別機能訓練 定している場			
他機能訓練の			
サービスを			
いずれかを加			
	1		
する月ごとに厚			
余して得た値を			
⊥			
サービスを			
-]		
う体制を確保し			
得ていること。			
る体制を確保			
]		
入居者に対し			

ッサージ指圧

る入居者に対	_		
認知症の入居者	-		
上である場合に アを実施してい			
いること。 ていること。			
()()いず			
犬態について 			
期間について、に再び入居し			
況、生活歴等			
合に加算しま			

していること。

こ必要な情報を

いては1日に			
につき680単			
取りの実績等			
臣が定める基			
いては1日に			
1につき1,180			
1,12 5 6 1,100			
ービスを行っ			
の発生時等の対			
うるとともに、			
732296,			
≸号A000に掲げ			
内感染対策に関			
- L			
こと。			
Trfn / 🗆			
確保し、か 5日を限度と			
12日2218世と			

臣が定める基

fの安全および		
当該検討を踏		
告すること。		
すること。		
スを行った場		

ービスを行っ

項について必要

た事業所が、

)%の額を算定